

人1第3086号
50.7.14
最終改正 防人計第354号
19. 1. 9

長官官房長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
附属機関の長
防衛施設庁長官

人事教育局長

防衛省永年勤続者表彰実施基準の運用について（通知）

標記について、防衛省永年勤続者表彰実施基準について（防人1第3085号。50.7.14）別紙11（1）に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 勤続期間の計算

（1）次に掲げる期間は、公務員又は職員としての在職期間に引き続いている場合に限り、防衛省永年勤続者表彰実施基準（以下「実施基準」という。）5（1）に定める勤続期間に通算する。

ア 自衛隊法第36条の規定により任用期間を定めて任用される自衛官としての在職期間

イ 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生としての在職期間の2分の1に相当する期間

（2）次に掲げる期間は、実施基準5（1）に定める勤続期間に通算する。

ア 1等陸曹、1等海曹又は1等空曹（以下「1曹」という。）以下の自衛官が「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令」（昭和33年防衛庁訓令第63号）第3条第2項第1号の規定に該当して一般幹部候補生に任用された場合において、当該任用を前提として1曹以下の自衛官を依願退職した後、15日以内に一般幹部候補生として再び自衛官に任用さ

れたときの先に1曹以下の自衛官として在職した期間

イ 自衛官が、自衛官から事務官等への任用について（通知）（人3第5192号。56.10.22）に基づき事務官等として任用された場合において、当該任用を前提として自衛官を退職（依願退職を含む。以下同じ。）をした後、15日以内に事務官等として再び職員に任用されたときの先に自衛官として在職した期間

ウ 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第2項ただし書の規定により3等陸士、3等海士又は3等空士として採用された陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官（以下「候補者たる自衛官」という。）が、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生として採用されることを前提に自衛官を退職した後、15日以内に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生として採用された場合における候補者たる自衛官として在職した期間

2 表彰の延期期間中における退職

実施基準6により表彰を延期された者が当該延期の期間中において、退職をする場合は、次のように取り扱う。

(1) 次に掲げる場合は、当該退職の日付で表彰を行う。

ア 懲戒処分を受けた者が退職をする場合

イ 自衛隊法第43条第2号の規定による休職以外の休職にされている者が退職をする場合

(2) 自衛隊法第43条第2号の規定による休職にされている者が退職をする場合は、表彰は行わない。

3 表彰の制限

職員がその者の非違により退職をする場合は、表彰を行わない。

4 その他

官房長等は、この通知により難いと認められる事案が発生した場合には、その都度人事教育局長と協議するものとする。